

大阪市水道局告示第73号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年11月17日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
大喜工業株式会社	大阪府摂津市鳥飼和道2丁目8番11号	令和7年 10月31日
株式会社ワイエネット	大阪市平野区加美北5丁目12番23号 コムプラザ加美H号室	
有限会社樹設備	大阪市住之江区中加賀屋2丁目8番20号	
株式会社関西システムアート	大阪市淀川区木川東3丁目2番4号	
株式会社オーケイ	大阪市西成区鶴見橋3丁目8番43号	
司興業株式会社	大阪市港区海岸通3丁目2番12号	
株式会社ショウユウ建工	大阪府藤井寺市小山8丁目1番5号	
m i z u Q 合同会社	兵庫県伊丹市寺本4丁目66番地	
株式会社大英	大阪府富田林市高辺台1丁目10番1号	
株式会社幸設備	大阪府岸和田市上野町東29-3	

（水道局工務部給水課）